

寄稿論文

大泉町における学齢期の外国人児童に対する支援

—学習支援・居場所はなぜ必要か—

キーワード

大泉町, 外国人児童, 学習支援, 多文化共生

岡本 拓子

1. はじめに

1990年の出入国管理及び難民認定法の改定以降、わが国では多くの外国人を労働者として受け入れてきた。群馬県には工場の多い東毛地区を中心に外国人が集住するようになり、とくに大泉町には、ブラジルやペルーなど南米系を中心に50数か国もの外国人が暮らしている。その人口比率は18.97%と全国でも最も高い比率にあり（2021年8月末現在、大泉町ホームページより）^①、現在も年々増加している（図1）。

2018年12月には、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」^②（法務省ホームページより）が成立したことにより、今後さらに外国人労働者が増えることが予想される。このような状況のなか、日本の保育・教育現場においては、外国人児童のための教育実践と方法の開発も求められているが、その支援や日本語教育については多くの自治体において民間事業者に頼らざるを得ないのが現状である。

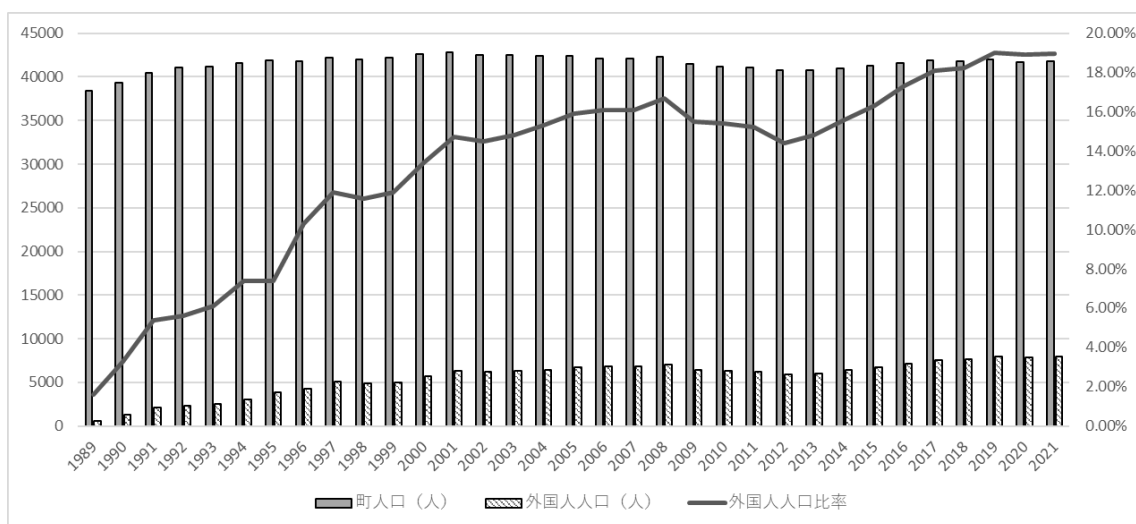


図1 大泉町における町人口と外国人人口の比較、および外国人人口比率の推移

筆者はこれまで共同研究者らとともに、世代、立場、国籍、言語、文化の違いに関係なく、多様な社会的・文化的背景を持つ様々な人々が集い、交流することを可能にする多文化共生社会の実現に向け、群馬県大泉町において、幼児期からの継続的な多文化理解促進教育の実

践と研究、および多文化状況における子どもに対する幼児期からの言語教育実践と幼児教育から小学校教育への円滑な接続をめざした言語教育プログラムの開発に関する研究を行ってきた。

また、筆者が主宰するNPO法人において、2016年度より群馬県の委託をうけ、貧困家庭やひとり親家庭、外国人家庭など社会的に不利な立場にある家庭の中学生(一部小学生)を対象とした生活・学習支援を大泉町の行政と連携して実施している。

本稿では、筆者が所属する高崎健康福祉大学と大泉町との共同研究として実施した大泉町子どもの生活・実態調査^③(2019年実施、研究代表者:岡本)の結果から明らかになった、外国人家庭の状況の一部を紹介する。また、NPOの活動としておこなっている生活・学習支援に参加してきた外国人児童の事例についても紹介する。

これらのことから、大泉町に暮らす外国人児童の現状と課題を明らかにし、今後どのような支援が必要かについて考察する。

2. 実態調査にみる外国人家庭の状況

2-1 調査の概要

大泉町子どもの生活・実態調査は、全国的に子どもの貧困対策が求められるなか、大泉町内の小中学校に通う児童、およびその保護者の生活状況等を把握し、対策に必要な事業を検討するための基礎資料として活用することを目的に実施された。2016年に第1回目を実施し、2019年の第2回目の調査から高崎健康福祉大学との共同研究プロジェクトとして実施された。第2回目の調査は、第1回目の調査後に実施された町の貧困対策としての施策(保護者の就労支援、子どもの食支援、子どもの学習支援、居場所づくり)の効果検証も目的としていた。

さらに、2回目の調査では、家庭の実態が子どもの生活や学習面にどのような影響を与えているかを明らかにするため、保護者の回答と児童の回答の紐づけをおこなった。また、保護者の質問項目に、同居する家族の国籍を問う項目を加えた。このことにより、日本人家庭と外国籍家庭とその児童の実態についても比較することが可能となった。

調査期間・方法・回収率等については表1のとおりである。質問項目は、保護者については、①記入者の属性、②同居家族について、③両親それぞれの就労について、④生活に関すること(住居、年収、借入、自家用車の有無、家計、経済的な困りごと)、⑤子育てについて、⑥人間関係、⑦健康状態(保護者、子ども)、⑧子どものことについて(所持品、食事、就寝時間、学習状況、進学・進路、放課後・休日の居場所)など35項目である。

また児童への質問項目は、①基本属性、②食事に関する項目、③将来の夢、④ふだんの生活について(生活の中で思うこと、これまでであったこと、一番の話し相手、成績に関する自己評価、学習の理解度、学習時間、居場所、悩み)など21項目である。

なお、本稿ではこの実態調査のうち、保護者への調査結果のみを扱う。保護者への質問紙調査は、日本語を話せない保護者もいるため、ポルトガル語版も作成した。

表1 第2回大泉町子どもの生活・実態調査の概要

調査期間	令和元年9月20日～10月4日	
調査対象者	児童生徒：町内全域の小中学校の児童生徒（小学4年生～中学3年生）	
	保護者：上記の児童生徒の保護者（小学1年生～中学3年生）	
調査実施方法	児童生徒：各学校へ調査票を配布，児童生徒への記入を依頼 記入後，学校で回収し，福祉課へ提出 回答は無記名	
	保護者：各学校の児童生徒を通じて保護者へ調査票を配布 記入後，児童生徒を通じて学校で回収，福祉課へ提出 回答は無記名	
調査書配布数	児童生徒：2,080人	保護者：3,083人
保護者用調査書区分	日本語版：1,547人	ポルトガル語版：273人
回収	児童生徒：1,889人	保護者：1,886人
回収率	児童生徒：90.8%	保護者：61.2%
有効回答数	児童生徒：1,887人	保護者：1,820人

2-2 実態調査から見てきた外国人家庭の状況

本節では，第2回大泉町子どもの生活・実態調査の結果から，外国人家庭の状況の一端を明らかにするため，保護者への質問紙調査から外国人家庭を抽出し，国籍，家庭内で用いる言語，2018年の世帯全体の収入についての結果について述べる。世帯全体の収入については回答者全体および日本人家庭の収入との比較もおこなう。

なお，「外国人家庭」の抽出については，「同居する家族の国籍」を問う質問項目で，両親または両親のうちどちらか一方の国籍が日本国籍以外と回答していたものを「外国人家庭」としている。

2-2-1 保護者の国籍

保護者への質問で「両親またはどちらか一方が日本国籍以外」と回答したのは，363人であった。保護者質問紙の有効回答数1,820人の19.90%にあたる。363人のうち，日本語版質問紙での回答は103人，ポルトガル語版での回答は260人であった。両親の国籍は図2のとおりである。

2-2-2 保護者の国籍の組み合わせ

保護者の国籍の組み合わせについて，母親が日本国籍で父親が外国籍の組み合わせが26人（図3），父親が日本国籍で母親が外国籍の組み合わせが48人（図4）であった。両親ともに同じ外国籍は201人で（図5）ブラジルが最も多く142人であった。両親が異なる国籍の家庭は27人で表2のとおりである。また，ひとり親家庭は61人で，外国人家庭のうちの16.80%である。このうち母親のみのひとり親家庭は59人，父親のみのひとり親家庭は2人であった（表3）。

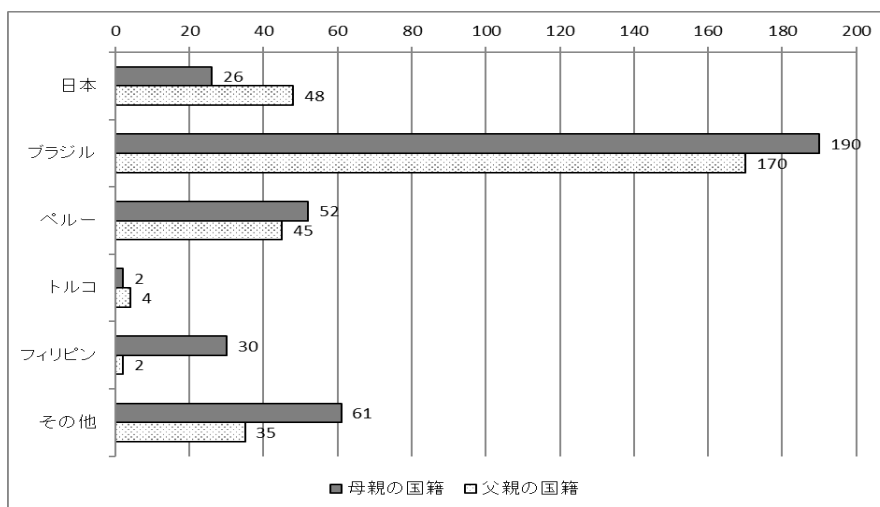


図2 両親の国籍

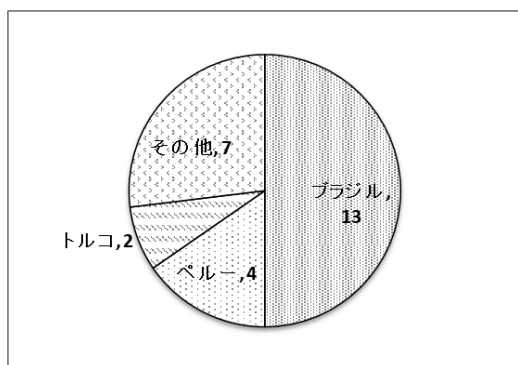


図3 母親が日本国籍の場合の父親の国籍

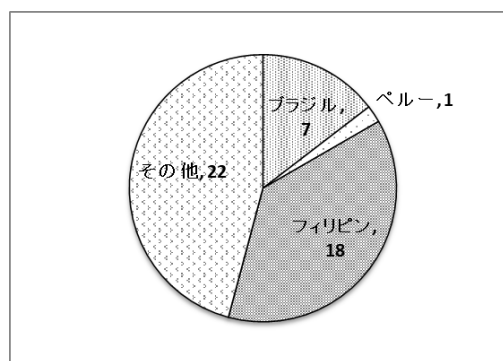


図4 父親が日本国籍の場合の母親の国籍

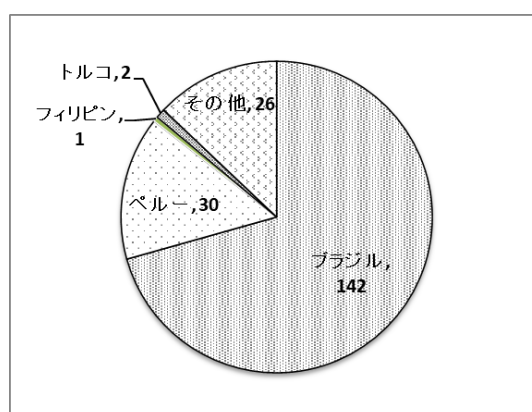


図5 両親ともに同じ外国籍の場合の国籍

表2 両親の国籍が異なる外国籍の場合のそれぞれの国籍

母親	父親	
ブラジル	ペルー	8
ブラジル	その他	1
ペルー	ブラジル	6
フィリピン	ブラジル	5
フィリピン	ペルー	2
フィリピン	その他	1
その他	ブラジル	3
その他	ペルー	1
計		27

表3 ひとり親家庭の母親・父親の国籍

	母親のみ	父親のみ
ブラジル	32	1
ペルー	15	1
フィリピン	3	0
その他	9	0
計	59	2

2-2-3 家庭内で用いる言語

外国人家庭 363 人の家庭内で用いる言語については表 4 のとおりである。「両親ともに日本語以外の同じ言語 (180)」と回答した家庭での使用言語の内訳は、ポルトガル語 108、スペイン語 34、タガログ語 1、英語 1、トルコ語 1、その他 35 であった。また、「ひとり親で日本語以外の言語 (34)」と回答した家庭の使用言語は、ポルトガル語 29、スペイン語 9、その他 13 であった。この結果から日本語環境のない家庭が 265 人であり、外国人家庭の 73.0% にのぼることが明らかとなった。

表4 家庭内言語

両親ともに日本語	44
両親のどちらかが日本語	18
ひとり親で日本語	12
両親ともに日本語以外の同じ言語	180
ひとり親で日本語以外の言語	51
両親が異なる日本語以外の言語	34
無回答	24
計	363

2-2-4 世帯全体の収入

保護者への質問で 2018 年度の世帯全体の収入についての回答結果を、回答全体 (1,820)、日本人家庭 (国籍の回答で両親ともに日本国籍またはひとり親で日本国籍と回答したものの、1,387)、外国人家庭 (363) に分けてあらわしたものが表 5 である。また、この表の構成比を図 6 に示した。

表5 2018年度の世帯全体の収入の比較

	全体		日本国籍		外国籍	
	度数	%	度数	%	度数	%
無収入	9	0.5	1	0.1	7	1.9
150万円未満	95	5.2	46	3.3	46	12.7
150～250万円未満	130	7.1	58	4.2	69	19.0
250～350万円未満	145	8.0	90	6.5	54	14.9
350～450万円未満	194	10.7	134	9.7	59	16.3
450～550万円未満	229	12.6	196	14.1	30	8.3
550～650万円未満	209	11.5	194	14.0	12	3.3
650～750万円未満	156	8.6	151	10.9	5	1.4
750万円以上	294	16.2	278	20.0	14	3.9
答えたくない	245	13.5	195	14.1	47	12.9
無回答	114	6.3	44	3.2	20	5.5
計	1,820	100.0	1,387	100.1	363	100.1

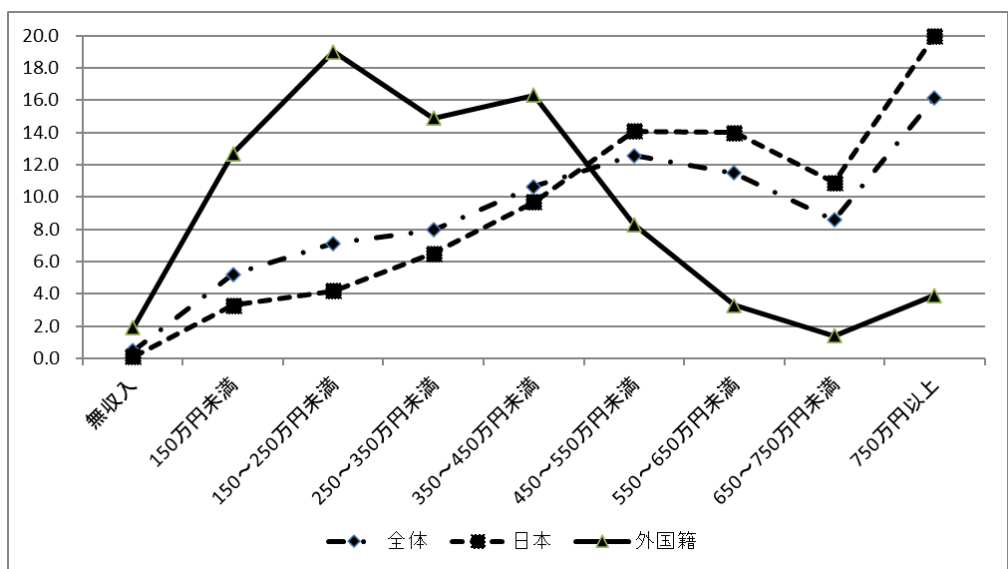


図6 2018年度の世帯全体の収入の比較

表5と図6によれば、世帯全体の収入が250万円以下（無収入を含む）は、全体では234人（12.9%）、日本人家庭では1,387人中105人（7.5%）であるのに対し、外国人家庭では363人中122人（33.6%）と高い比率になっていることが分かる。外国人家庭の母数が日本人家庭よりはるかに少なく、単純な比較は困難であるにせよ、外国人家庭では経済的困窮に陥っている家庭が多いということが推察される。この調査は、コロナウィルス感染拡大前におこなっているため、現在はさらに困窮化が進んでいることが懸念される。

3. 子どもの生活・学習支援

3-1 生活・学習支援サロン Study Spot の概要

群馬県子どもの生活・学習支援事業は、生活困窮者自立支援制度の一環としておこなわれ

ている事業である。筆者は、自身が主宰する NPO 法人で群馬県よりこの事業の委託を受け、2016年7月に大泉町において共同研究者らとともに、子どものための生活・学習支援サロン Study Spot を開設した。対象は、生活保護世帯、準要保護世帯、ひとり親家庭など、社会的に不利な立場にある家庭の中学生であるが、人数にゆとりのある場合は小学校高学年の児童や高校生も受け入れている。大泉町という地域の特性から外国人家庭の児童も多く、参加者の半数以上が外国人児童という年度もある。これまで参加してきた児童の国籍は、ブラジル、ペルー、ボリビア、タイ、バングラデシュなどである。

Study Spot では、毎日の生活が楽しいと感じられたり、生きる意欲をもって生活したりできるような生活支援、および学習習慣を身につけ、将来の目標をもち学習意欲につなげることができるような学習支援をおこなっている。同時に、「誰かと一緒に過ごしたい」、「話をきいてほしい」、「放課後に過ごす場所がほしい」などと感じた場合に気軽に立ち寄ることのできる居場所としての役割も果たすことを目的としている。

年数回、カレーやたこ焼きを子どもたちと一緒につくって食べたり、クリスマスパーティーなどみんなで楽しんだりするといったイベントも開催している。イベントでは、ポンデケーキというブラジルの伝統的なパンを食べたり、手巻き寿司パーティーなどもおこなったりする。「酢の味が苦手でお寿司は食べられない」という外国人児童も、みんなで一緒に作って食べた手巻き寿司は「おいしい」といって嬉しそうに食べる。「みんなで一緒に作って食べる」という経験が食生活の改善に繋がり、様々な国の伝統的な料理を食べることがそれぞれの国の食文化を知る機会に繋がっていると感じる。地域の子ども食堂にもみんなで一緒に食べに行く。このことにより地域との繋がりを持つことができたり、家族で子ども食堂に参加するきっかけにもなったりもする(2020年度以降、コロナウイルス感染防止の観点から、食事を伴うイベントの開催はおこなっていない)。

Study Spot のスタッフは支援員2名(町内に暮らす元教師)と保育者・教師をめざす大学生のボランティア(有償)、そして筆者ら NPO の理事(保育者・教員養成校に勤務する大学教員など)である。支援員は学校との繋がりが深く、地域の児童のことをよく理解している。何か問題が生じた場合も、学校とのパイプ役としての役割を果たしている。大学生ボランティアは、筆者の所属する大学の学生がほとんどであり、毎回多く参加している。そのため、児童1人に対してボランティア学生1名という個別的な関わりも可能となっている。また、定年を迎えた地域の社会人の方がこの活動のことを知ってボランティアとして参加してくれている。コロナウイルス感染拡大により、2020年度と2021年度は休止した期間やオンラインで開催した期間もあるが、2019年度の年間開催数は42回(およそ週1回程度)で、児童の参加延べ人数は303人、ボランティアの参加延べ人数は335人であった。

児童らは、学校生活では出会う機会が少ない親や教師とは異なる様々な立場の大人たちと出会うことにより、自分たちのことを気にかけて真剣に関わってくれる信頼できる大人の存在を知ることとなる。将来の夢に向かい目標にむかって頑張る大学生たちの姿は、児童らにとって何より刺激となっている。自分たちより「少し先を生きるメンター」として、大学生たちは児童らのモデルとしての役割を果たしている。そのためか、自分の悩みや友達関係、親との関わりのなかで生じる葛藤など、日常生活での出来事や悩みを大学生に相談する姿がよくみられる。

さらに、この生活・学習支援は群馬県の委託事業であるにも関わらず、Study Spot は大

泉町とNPOとの連携体制が十分整っていることが大きな特徴である。民間事業者であるNPOでは、生活保護世帯や準要保護世帯、ひとり親家庭など、この事業の対象となる家庭を把握することはできない。そのため、生活・学習支援を実施している事業者のなかには、「支援を必要とする家庭に情報を届けることができない」ことが課題となっていることも多い。しかし、Study Spotの参加募集については、初年度は町の福祉課の職員が対象児童のいる生活保護世帯やひとり親家庭を一軒ずつ訪問して参加を呼びかけてくれた。2018年度から窓口は教育委員会へと引き継がれ、各学校を通じて対象者への案内が配布されるようになった。これまでの参加者のなかには、担任教師との三者面談の際に担任から勧められて参加申し込みをしたという家庭もあった。参加児童の情報は筆者らNPOと町の教育委員会、福祉課の間で共有されるだけでなく、ほとんど毎週開催日には、教育委員会、福祉課の職員のみならず教育長も顔を出してくれる。町長の視察も多く、子ども食堂に行く際に同行することもある。

この事業の運営は県からの委託費でおこなわれているが、会場は大泉町が町の所有する施設を無償で提供してくれている。机と椅子、ロッカー、Wi-Fi環境も町が整えてくれた。また、地域の企業からのお菓子やパンの無償提供、フードバンクからの食支援、地域の塾からの参考書の提供なども町の職員が繋いでくれており、大泉町の行政が繋いでくれた様々な方々からの支援を受けながらStudy Spotは運営されている。

3-2 生活・学習支援にくる外国人児童の課題

Study Spotに通う中学生はそれぞれ複雑な家庭の事情を抱えている場合が多いが、とくに外国人児童には特有の課題もある。本節では、筆者がStudy Spotで出会った外国人児童の事例から、その課題について1.「言語習得に関わる課題」、2.「将来の進路選択に関わる課題」の2つの課題について考察する。

3-2-1 言語習得に関わる課題

Study Spotに通う外国人児童の家庭の多くは経済的な困窮状況にある。保護者は非正規雇用がほとんどであり長時間労働も多い。そして保護者の多くは日本語の読み書きや日本語での会話ができない。家庭のなかでは母国語で会話することが多く、そのため、日本の公立学校に通い、日本語で学習をおこなう外国人児童の多くは、言語習得の面で不利な状況にある。日本で生まれた児童、幼いころ日本にきた児童、幼いころから日本と母国を行ったり来たりしている児童など、それまでの育ちは様々であるが、多くの外国人児童は学齢期で習得すべき学習言語が身につけていないと感じる。

その一方で、日常会話は保護者に比べてよく話すことができるため、保護者の多くは「自分の子どもは日本語を習得している」と考えている。子どもは保護者の通訳者として役所の手続きや病院に付き添うこともあり、その度に学校を休ませたりする。また、学校での勉強についていくことができているかどうか分からないという。宿題をみることもできず、子どもの学習について不安を感じている保護者も多い。

Study Spotで学校の宿題を一緒におこなうと、問題の答えをみながらそのまま書き写すことも多い。かれらにとっては「宿題を提出すること」が「理解して解くこと」よりも重要なのである。授業で習うことのほとんどは理解できないといい、授業中は「ただ黒板を書き

写すか、じっと座っているだけ」と話す児童もいた。かれらは「考えること」や「理解しようとする事」自体を諦めているように感じる。さらに母国語も習得できていない児童も多く、「親とは母国語で会話をするが、母国語の文字は読めない・書けない」という。筆者らからみて日本語の語彙が極端に少ないと感じる児童でも、「日本語のほうが母国語より得意だ」といい、ダブルリミテッドに陥っている児童が多い。

言語習得の問題は、単に学習意欲の低下を招くだけでなく、自己肯定感や意欲・自信の欠如、不安感、消極的、将来への目標をもつことができないなど、社会情動的スキル（非認知能力）の育ちにも深刻な影響を与えており、相手の話すことや気持ちを理解すること、自分の気持ちを言葉で伝えることの難しさから、学校生活でも友達とのトラブルを抱えている児童が多い。幼児期や小学校低学年では顕在化しにくいこのような課題が、思春期になって解決することが困難な大きな課題となっている。

3-2-2 将来の進路選択に関わる課題

言語習得の不十分さは、学習意欲の低下や社会情動的スキルの育ちの障害を招いてしまうが、さらにそのことによって、自分自身の将来に夢や目標をもつことを諦めることにも繋がってしまう。日本では外国籍の子どもに対する就学義務はなく、中学生であっても学校生活でうまくいかないことがあると退学してしまうという事態も起きてしまう。実際に、Study Spotに通う外国人児童のなかにも中学校を中途退学してしまう事例があった。

なんとか高校入学を果たしても、入学直後に退学してしまった児童もいる。頑張ることを諦めたり、困難に直面した時に逃げ出してしまうといったことに対して、外国人児童の場合にはそのハードルが低いように感じる。保護者が日本の教育システムを十分に理解しておらず、中学や高校中退に簡単に同意してしまう場合もあるようだ。大泉町では、外国人家庭のための進路説明会を開催するなどして、日本の教育システムや受験システムについて理解促進の機会を設けているが、その場に参加しない家庭も多く、保護者や児童に十分な情報が届いていないことも課題である。

また、将来に目標を持っていないことのもうひとつの理由として、保護者の仕事の都合でいつ母国に帰るかわからない、日本国内でも移動してしまうかもしれないという思いが常に児童の心のうちにある。「日本語を勉強して進学しても役に立たないかもしれない」と感じている児童もいて、保護者の生活基盤の不安定さが目標に向かう努力を阻害しているといった事例もみられた。

4. 学習支援・居場所が果たす役割

これまで述べてきたように、筆者が継続的に関わってきた学齢期の外国人児童の課題として、保護者の経済状況の厳しさや生活基盤の不安定さ、外国人児童の言語習得の課題、そこから派生する学習意欲や社会情動的スキルの育ちの障害、そして将来の夢を持って困難に立ち向かう力の弱さなどがあげられる。

筆者らがおこなっている生活・学習支援、そして居場所づくりでは、これらすべての課題を解決するだけの支援ができていないのが現状である。しかし、これまで関わってきた児童をみてきて分かったことは、Study Spotが変わらずに児童らの居場所として存在し続けることにも意味があるということである。

複雑な家庭環境や保護者の問題を解決することはできなくても、そのことで悩んだり苦しんだりする児童の話し相手になること、いつでも必ず味方として傍らにすることが児童らの安心感に繋がる。学生ボランティアは、児童が学習する際には必ずとなりに座り、問題をひと文字ずつ一緒に読みながらその意味を説明する。難しい言葉は平易な言葉で理解できるように説明したり、一緒に辞書を引いたりする。その日の学習の目標を決め、それが終わるまで根気よく付き合っていくことで、児童らは少しずつ「わかる」という体験や「できた」という達成感を味わうことができる。

家庭のなかでの問題や友達関係のトラブルの相談を受ける際、学生たちは、できるだけ豊かな言葉や表情を用いて、「その気持ちってこういうことなんだよ」と伝えるように心がけている。豊かな言葉で語りかけることや、語彙を増やすことで自分自身の気持ちを言葉で伝えられるように支援していくことは、外国人児童との関わりのなかで最も大切にしていることである。

高校を中退してしまったある児童が、1年後に Study Spot を訪ねてくれたことがある。アルバイトをしているが、不当な扱いを受けて悔しい思いをしているという。高校中退の自分は馬鹿にされているような気持ちがする、やはり高校へ入学し直したいと考えるようになったと話していた。また、進学した高校が楽しいと報告しにくる卒業生もいる。なかには毎週のようにやってくるうちに Study Spot スタッフとしてボランティアに参加するようになった児童もいる。支援される児童から支援するスタッフへと立場が変わったことは、彼にとって大きな自信に繋がったようである。学生ボランティアと話すうちに将来の目標を決めて高校進学に意欲をもつようになり、夏休みの宿題の苦手な作文で賞をとった児童もいる。

Study Spot の前を通ったら灯りがついていたので立ち寄ったと来てくれる卒業生たちをみていると、人生や生き方に影響を与えるほどの支援はできていなくても、この場所が帰ってくる場所であり続けることが、かれらの心の支えになることもあるのではないかと感じる。

本稿では、外国人家庭の実態とその児童の抱える課題について述べてきたが、保護者への経済的支援や就労支援はもちろんのこと、外国人児童の抱える課題を明確にしたうえで、幼児期から学齢期にかけての継続的な教育のあり方について方法論やプログラムの確率は急務である。それと同時に、学校だけでなく、自治体や民間事業者等が連携して支援することのできるシステムづくりも必要であると考えられる。

【注】

- (1) 大泉町ホームページ <http://www.town.oizumi.gunma.jp> (2021年9月23日参照)
- (2) 法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00017.html (2021年9月23日参照)
- (3) 高崎健康福祉大学・大泉町共同調査 2020 第2回大泉町子どもの生活実態調査報告書 <https://www.town.oizumi.gunma.jp/s012/kenko/010/010/160/tanjun-syuukeikekka.pdf>
<https://www.town.oizumi.gunma.jp/s012/kenko/010/010/160/cross-syuukeikekka.pdf>

本調査に関わる研究は、高崎健康福祉大学学内研究交流助成金の採択を受けた「子どもの貧困問題に対する教育・福祉・医療・栄養からの実践的アプローチ：群馬県大泉町における貧困家庭の子どもに対する支援システムの構築をめざして」に関する研究プロジェクトの一部を構成する研究であり（研究代表者：岡本祐子）、高崎健康福祉大学研究倫理審査の承認を受けている。高崎健康大倫第3008号（平成30年5月17日）

（高崎健康福祉大学）